

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	うるま市 児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

児童手当に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	うるま市では、児童手当法に基づき、中学校修了までの児童を養育している主たる生計者に対し、申請受付、資格管理、現況受付、支払管理、統計処理を行っている。 具体的には、 ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年3回(2月、6月、10月)に分けて、4か月分ずつ支給) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、時効による消滅を行い、受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供 ⑨マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請、届出等の受領に関する事務
③システムの名称	1 総合福祉WEL+児童手当 → 総合福祉システムKKCWEL+ 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索、電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表 第81項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表 (第23項、第26項、 第95項、第115項) 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表 (第24項、第37項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所こども未来部こども家庭課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-4983

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認等を行い当該確認作業を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9] 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ①部署	福祉部 児童家庭課	こども部 児童家庭課	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	うるま市役所 福祉部 児童家庭課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-4983	うるま市役所 こども部 児童家庭課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-4983	事後	組織改編
令和2年6月18日	②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第44条第1号(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第74項、第75項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項、第106項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第44条第1号、第53条第1号(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第74項、第75項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月9日	③システム名称	1. Acrocity/児童手当 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 総合福祉WEL+児童手当 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー	事後	評価の見直し
令和3年6月9日	II 1. 対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直し
令和3年6月9日	II 2. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直し
令和4年6月24日	I 5. ①部署	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	II 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月24日	II 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年2月13日	I 1. ②事務の概要	①～⑦	①～⑦ ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供 ⑨マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請、届出等の受領に関する事務	事後	電子申請実施のため
令和5年2月13日	I 1. ③システム名称	1. 総合福祉WEL+児童手当 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 総合福祉WEL+児童手当 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索、電子申請機能	事後	電子申請実施のため
令和5年2月13日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第26項、第30項、第87項、第106項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第44条第1号、第53条第1号(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第74項、第75項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第26項、第30項、第87項、第106項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第74項、第75項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	事後	番号法の改正による
令和5年6月16日	I 5. ②所属長の役職名	こども家庭課長 宮城 則子	こども家庭課長	事後	
令和5年6月16日	I 7. 請求先	総務部 総務課	総務部 総務政策課	事後	機構改革のため
令和5年6月16日	II 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月16日	II 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年12月25日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第26項、第30項、第87項、第106項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第74項、第75項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表(第23項、第26項、第95項、第115項) 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条、第53条(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表(第24項、第37項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和6年12月25日	I 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	1. 総合福祉WEL+児童手当 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索、電子申請機能	1. 総合福祉WEL+児童手当 → 総合福祉システムKKCWEL+ 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索、電子申請機能	事前	